［へ　略］

［四十八～五十八　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

○国家公安委員会規則第四号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第三条第四号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第一項第三号、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条第一項第十七号、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第四条第三号、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第三条第四号及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第三項第二号ハの規定に基づき、警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～四十七　略］ 四十八　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十五条第一号、第八十六条第一号、第八十七条第一号、第九十二条第五号、第九十三条第一号（第十六条第三項第一号に係る部分に限る。）又は第九十四条第一号、第三号若しくは第六号（第六十七条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪 四十九～五十九　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　［同上］ ［一～四十七　同上］ ［号を加える。］ 四十八～五十八　［同上］ ［一号ずつ繰り下げる。］

［へ　同上］

［四十八～五十八　同上］

第二表

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～五十七　略］ 五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第四号、第六号、第八号若しくは第九号、第百九条第十号、第百十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百十四条第一号（第四十一	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　［同上］ ［一～五十七　同上］ 五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第五号、第七号若しくは第八号、第百九条第九号、第百十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百十四条第一号（第四十一条第一項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪